

2025年4月17日

各 位

株式会社 紀陽銀行

カード規定等改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2025年4月24日（木）より、カード規定等を下記の通り改定いたしますのでご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定等

- ・カード規定（個人のお客様用）
- ・キヨー生体認証 IC カード規定
- ・カード規定（法人のお客様用）

※改定内容の詳細は、[別紙 1](#)、改定後の「カード規定（個人のお客様用）」、「キヨー生体認証 IC カード規定」「カード規定（法人のお客様用）」は[別紙 2](#)、[別紙 3](#)、[別紙 4](#)をご参照ください。

2. 改定日

2025年4月24日（木）

※改定後の規定等は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。

以 上

カード規定（個人のお客様用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<u>15.（既存のカードからICカードまたは生体認証ICカードに切替される場合のご注意）</u> 現在お手持ちのカード（複合カード、紀陽ONE da FULLカードは除きます。）からICカードまたは生体認証ICカードへ切替発行し、新しいカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。 新しいカードが生体認証ICカードの場合、生体認証情報登録に来店する時に、切替前のカードを持参ください。 新しいカードがICカードの場合、切替前のカードはお客さま自身で廃棄ください。（必ず切替前のカードは磁気ストライプ部分およびICチップ部分にハサミをいれてください。）	（今回追加）
16.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）	15.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）
17.（解約、カードの利用停止等）	16.（解約、カードの利用停止等）
18.（譲渡、質入れ等の禁止）	17.（譲渡、質入れ等の禁止）
19.（規定の適用）	18.（規定の適用）
20.（規定の変更）	19.（規定の変更）

キヨー生体認証ICカード規定

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
（今回削除）	<u>12.（キャッシュカードまたはICカードから生体認証ICカードに切替される場合のご注意）</u> キャッシュカードまたはICカードから生体認証ICカードへ切替発行し、生体認証ICカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。生体認証情報登録に来店する時に、切替前のカードを持参ください。
12.（デビットカード取引におけるご注意）	13.（デビットカード取引におけるご注意）
13.（規定の変更）	14.（規定の変更）

カード規定（法人のお客様用）

※下線部が改定箇所

改定後	改定前
<p><u>11.（既存のカードからICカードに切替される場合のご注意）</u> <u>現在お手持ちのカードからICカードへ切替発行し、新しいカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。</u> <u>切替前のカードはお客さま自身で廃棄ください。（必ず切替前のカードは磁気ストライプ部分およびICチップ部分にハサミをいれてください。）</u></p>	<p>（今回追加）</p>
<p><u>12.（暗証の照合等）</u></p>	<p><u>11.（暗証の照合等）</u></p>
<p><u>13.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）</u></p>	<p><u>12.（預金機・支払機・振込機への誤入力等）</u></p>
<p><u>14.（解約、カードの利用停止等）</u></p>	<p><u>13.（解約、カードの利用停止等）</u></p>
<p><u>15.（譲渡、質入れ等の禁止）</u></p>	<p><u>14.（譲渡、質入れ等の禁止）</u></p>
<p><u>16.（規定の適用）</u></p>	<p><u>15.（規定の適用）</u></p>
<p><u>17.（規定の変更）</u></p>	<p><u>16.（規定の変更）</u></p>

カード規定（個人のお客様用）

1.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）、当座勘定、貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、当座勘定、貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③ 当行および提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ その他当行所定の取引をする場合。ただし、普通預金および当座勘定について、法人（任意団体を含みます。）の預金者に発行したカード（以下これらを「法人カード」といいます。）は、提携先の支払機を利用することはできません。

2.（カードの発行手数料）

当座勘定カードの発行にあたっては、当行所定の発行手数料をいただきます。

3.（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。（ただし、硬貨の取扱いができない機種があります。）また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

4.（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求額と第6条(1)に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当座勘定において、同一日に支払機による出金および数通の小切手、手形等の支払いをする場合には、その合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

す。また、第5条による振込機による振込の場合も同様とします。なお、この場合、当行がこれらの手続を完了するまで支払機による当座勘定からの払戻しおよび振込はできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名（法人の場合は法人名、届出の代表者の資格、氏名および来店者の役職、住所・氏名）、生年月日（個人の場合）、電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、ご本人であることを確認できる資料（運転免許証等）のご提示をお願いすることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の普通預金通帳および貯蓄預金通帳への記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の普通預金通帳および貯蓄預金通帳への記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当行は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下（「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。
ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
 - C. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- ② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当行に届出てください。

14. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

15. (既存のカードからICカードまたは生体認証ICカードに切替される場合のご注意)

現在お手持ちのカード（複合カード、紀陽ONE da FULLカードは除きます。）からICカードまたは生体認証ICカードへ切替発行し、新しいカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。

新しいカードが生体認証ICカードの場合、生体認証情報登録に来店する時に、切替前のカードを持参ください。

新しいカードがICカードの場合、切替前のカードはお客様自身で廃棄ください。（必ず切替前のカードは磁気ストライプ部分およびICチップ部分にハサミをいれてください。）

16. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

17. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合（当座勘定で、当行からの申し出により解約する場合および手形交換所の取引停止処分を受けたことにより解約する場合も含まれます。）またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却ください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できるときに停止を解除します。

- ① 第17条に定める規定に違反した場合
- ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
- ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

18. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

19. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

20. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

キヨー生体認証 I Cカード規定

1. (規定の適用範囲等)

- (1) この規定は、生体認証 I Cカード（従来のキャッシュカードに I Cチップを搭載したカードのうち生体認証情報を登録できるカードをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この規定に定めがない事項については、当行のカード規定および I Cカード規定を適用します。
- (3) 本規定において、生体認証情報の登録を行った生体認証 I Cカードを「登録済生体認証 I Cカード」といいます。また、生体認証 I Cカードに搭載された I Cチップ内に格納された情報を利用可能な「支払機」および「振込機」のことを「生体認証対応自動機」といいます。

2. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は次のとおりです。
生体認証 I Cカードの発行口座となる普通預金口座（総合口座取引の普通預金口座を含みます。）、決済用普通預金口座（総合口座取引の決済用普通預金口座を含みます。）、貯蓄預金口座、個人のお取引の当座預金口座。
- (2) 生体認証の利用にあたっては、あらかじめ生体認証 I Cカードの申込が必要です。

3. (生体認証の定義)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引において、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、生体認証機能を搭載した I Cカード（以下、「生体認証 I Cカード」といいます。）上の I Cチップに当行所定の機器、操作および手続きにより預金者の生体認証情報を登録し、これを当行所定の機器により当該預金者の生体認証情報と照合することにより認証を行うものをいいます。なお、生体認証情報は、I Cカード上の I Cチップ内のみに保管し、当行は情報を保有しません。
- (2) 生体認証情報として生体認証 I Cカードに指静脈情報を登録します。

4. (生体認証情報の登録)

- (1) 生体認証情報の登録は、当行本支店における当行所定の窓口にて取扱います。本人が生体認証 I Cカードを持って当行所定の窓口で、当行所定の書面による申込を行ってください。
- (2) 前項の申込を受けた場合、当行は申込内容を確認して、当行所定の機器により生体認証 I Cカード上の I Cチップに生体認証情報を登録します。
- (3) 生体認証情報登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証情報の登録をお断りすることがあります。

5. (生体認証情報の利用範囲)

登録済生体認証 I Cカードを、生体認証対応自動機を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引（以下「払戻し等」といいます。）をする場合には、生体認証情報による本人確認を行います。

6. (暗証・生体認証情報の照合等)

- (1) 登録済生体認証 I Cカードが当行の生体認証対応自動機で使用された場合には、当行は、生体認証情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致して

いることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。

- (2) 未登録生体認証 I Cカードが当行の生体認証対応自動機で使用された場合には、当行は、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。
- (3) 登録済生体認証 I Cカードまたは未登録生体認証 I Cカードが、当行の生体認証非対応自動機で使用された場合には、当行は、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。

7. (生体認証情報の変更登録)

生体認証情報の登録変更を行う場合には、当行の窓口にて、当行所定の書類を提出してください。当行は、本人確認を行う等、所定の手続きをした後に登録の変更を行います。

8. (代理人による生体認証 I Cカードの利用)

- (1) 代理人（1名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための生体認証 I Cカードを発行します。
- (2) 代理人の生体認証 I Cカードの利用についても、この規定を適用します。なお、第4条に定める生体情報の登録は、代理人の同意を得て、本人から申し込んでください。

9. (生体認証装置の障害時の取扱い)

生体認証を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、登録済生体認証 I Cカードを使用していても、生体情報照合は行わず I Cカード規定第2条により取扱います。

10. (カード発行手数料)

生体認証 I Cカードの発行（再発行）にあたっては、当行所定のカード発行手数料をいただきます。

11. (生体認証 I Cカードの解約等)

次の場合、生体認証 I Cカードは解約となります。この場合には、生体認証 I Cカードを当店に返却してください。

- ① 本人から、生体認証 I Cカードの解約の申し出があった場合
- ② 本人から、生体認証情報の削除の申し出があった場合
- ③ 当行普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定または、当座勘定規定により預金口座が解約となった場合

12. (デビットカード取引におけるご注意)

生体認証 I Cカードを使用してデビットカード取引を利用する場合、生体認証による本人確認は行われません。

13. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証 I Cカードの申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のために I Cカード上の I Cチップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意します。

- (1) 指静脈情報は、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈情報と I Cチップに登録・保管した指静脈情報を照合することにより、当行との間の銀行取引

について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。

(2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。

① 登録済ICカードにより、当行の生体認証対応自動機を使用して、払戻し等をする場合

② その他、当行が必要と認めた場合（ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限り。）

以 上

カード規定（法人のお客様用）

1.（カードの利用）

普通預金および当座勘定について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金、当座勘定、（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合。
- ② 当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合。
- ③ 当行および提携先のうち当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「カード振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合。
- ④ その他当行所定の取引をする場合。

ただし、普通預金および当座勘定について、法人（任意団体を含みます。）の預金者に発行したカード（以下これらを「法人カード」といいます。）は、提携先の支払機を利用することはできません。

2.（カードの発行手数料）

法人カードの発行にあたっては、当行所定の発行手数料をいただきます。

3.（預金機による預金の預入れ）

- (1) 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による預入れは、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。（ただし、硬貨の取扱いができない機種があります。）また、1回あたりの預入れは、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。

4.（支払機による預金の払戻し）

- (1) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは当行所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求額と第6条（1）に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。
- (4) 当座勘定において、同一日に支払機による出金および数通の小切手、手形等の支払いをする場合には、その合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範

囲内の金額を含みます。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。また、第5条による振込機による振込の場合も同様とします。なお、この場合、当行がこれらの手続を完了するまで支払機による当座勘定からの払戻しおよび振込はできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出、または当座小切手の振出しは必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」といいます。)をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、預金の払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。
- (3) 当行の振込機を使用して振込をする場合には当行所定の振込手数料を、またカード振込提携先の振込機を使用して振込する場合にはカード振込提携先所定の振込手数料をいただきます。
- (4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書の提出なしで、または当座小切手の振出しなしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、カード振込提携先の振込手数料は、当行からカード振込提携先に支払います。

7. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

8. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。
- (2) 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはしません。
- (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(法人の場合は法人名、届出の代表者の資格、氏名および来店者の役職、住所・氏名)、生年月日(個人の場合)、電話番号および金額等を記入のうえ、カードとともに提出してください。この場合、ご本人であることを確認できる資料(運転免許証等)のご提示をお願いすることがあります。
- (4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、カード振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。

9. (カードによる預入れ・払戻し金額等の普通預金通帳への記入)

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の普通預金通帳への記入は、通帳が預金機、振込機、当行の支払機もしくは当行の通帳記帳機で使用された場合または当行本支店の窓口へ提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

10. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。
- (3) 氏名（法人の場合は既届出の口座名義<代表者氏名を含みます。>）、代理人、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (既存のカードからICカードに切替される場合のご注意)

現在お手持ちのカードからICカードへ切替発行し、新しいカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。

切替前のカードはお客さま自身で廃棄ください。（必ず切替前のカードは磁気ストライプ部分およびICチップ部分にハサミをいれてください。）

12. (暗証の照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。
- (2) 当行が、カードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したのものととして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行および提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードによるものであり、カードおよび暗証の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。
- (3) 当行の窓口においてカードを確認し、前記第8条(3)の内容の一致を確認して取扱った場合も前項と同様とします。

13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等)

預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機またはカード振込提携先の振込機を使用した場合の提携先およびカード振込提携先の責任についても同様とします。

14. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合（当座勘定で、当行からの申し出により解約する場合および手形交換所の取引停止処分を受けたことにより解約する場合も含まれます。）またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当行普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却ください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 第14条に定める規定に違反した場合
 - ② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

15. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

16. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、当座勘定規定および振込規定により取扱います。

17. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上